

女性活躍推進法第 20 条に基づく公共調達に関する取組状況の  
フォローアップ結果について（平成 28 年度）

平成 29 年 12 月 26 日  
内閣府男女共同参画局

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）第 20 条に基づく「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成 28 年 3 月 22 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定。以下「取組指針」という。）により、各府省は、原則として、平成 28 年度中に、価格以外の要素を評価する調達（※1）において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業（※2）を評価する項目を設定するものとされた。

○また、取組指針では、「毎年度、内閣府において、各府省による取組状況を取りまとめ、公表する」こととされており、今回は、平成 28 年度における取組状況を取りまとめ、公表するものである（取組開始後初めてのフォローアップ）。

1. フォローアップの対象機関

各府省並びに人事院、会計検査院、衆議院、参議院及び最高裁判所

2. フォローアップの対象となる調達

国の支出の原因となる契約（※3）であって、平成 28 年度（平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間）に締結したもの

3. 平成 28 年度における取組状況（フォローアップ結果）

	平成 28 年度 取組対象となる 調達規模（※4）	うち 平成 28 年度 取組済調達規模	うち 平成 29 年度以降 取組予定調達規模 （※5）	（参考） フォローアップの 対象となる全体規模
金額	約 4 兆 2,900 億円 (100%)	約 6,200 億円 (14.5%)	約 3 兆 6,700 億円 (85.5%)	約 8 兆 4,200 億円
件数	約 43,700 件 (100%)	約 8,500 件 (19.5%)	約 35,200 件 (80.5%)	約 143,800 件

（参考）旧取組指針（※6）による取組実績

（男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスに関連する調査、広報、研究開発事業等）  
（平成 26 年度） 約 10.4 億円（36 件）

(※1) 以下の2つの方式による調達を指す。

- ・総合評価落札方式……一般競争入札のうち、価格以外の要素と価格とを総合的に評価し、国にとって最も有利な入札をした者を落札者とする方式
- ・企画競争方式 ……随意契約のうち、複数の者に企画書等の提出を求め、その内容について審査を行う方式

ただし、国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定）にのっとり行われる自動車の購入・賃貸借に係る調達を除く。

(※2) 女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく認定を受けた企業や女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定した中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の企業）

(※3) 予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第2号、第3号、第4号又は第7号で規定するそれぞれの金額を超えないもの）及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第31条に規定する方式による米穀等の買入れに係るものを除く。

(※4) 「取組対象となる調達規模」について、本フォローアップでは、(※1)で示した調達のほか、応募の状況によっては、総合評価落札方式又は企画競争方式となり得る「公募」や、競争に付しても落札者がいない場合等の「不落随契・不調随契」が含まれる。

(※5) 取組指針では、「各府省において、競争参加資格を有する企業の状況等により、平成28年度中に上記取組の全面的な実施が困難な事情がある場合は、当該府省は、スケジュールを公表した上で、段階的に取組を行うもの」とされている。

(※6) 取組指針の策定に伴い、廃止された「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成26年8月5日男女共同参画推進本部決定）を指す。旧取組指針では、男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスに関連する調査、広報及び研究開発事業、女性が重要な対象である広報事業等について、総合評価落札方式等において積極的に評価すべき事業として例示。

## 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）（抜粋）

（国等からの受注機会の増大）

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 （略）

## 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」

（平成 28 年 3 月 22 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）（抜粋）

## 第 2 公共調達

## 1. ワーク・ライフ・バランスに係る調達時における評価

## (1) 取組内容

価格以外の要素を評価する調達を行うときは、契約の内容に応じて、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業（以下「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」という。）を評価する項目を設定するものとする。

なお、WTO の政府調達に関する協定（以下、「政府調達協定」という。）に係る調達に参加する外国企業については、当該認定の要件に相当する基準その他実施要領で定める基準を満たしていることの確認をもって、ワーク・ライフ・バランス等推進企業に準じて取り扱うものとする。（以下略）

## (2) 実施時期

原則として、平成 28 年度中に、価格以外の要素を評価する調達において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する項目を設定するものとする。

ただし、各府省において、競争参加資格を有する企業の状況等により、平成 28 年度中に上記取組の全面的な実施が困難な事情がある場合は、当該府省は、スケジュールを公表した上で、段階的に取組を行うものとする。

また、政府調達協定の適用対象となる調達については、今後、内閣府において、(1) に定める確認の方法、体制等の具体化に向けた検討を行った上で取組を開始するものとする。

## 第 4 その他

## 1. 各府省による取組状況の公表・検証

毎年度、内閣府において、各府省による取組状況を取りまとめ、公表するとともに、第 2 に掲げる取組について手法等を含め検討した上で、検証を進める。

「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」  
(平成 28 年 3 月 22 日内閣府特命担当大臣 (男女共同参画) 決定) (抜粋)

第 1 公共調達

1. ワーク・ライフ・バランスに係る調達時における評価

(1) 取組の対象範囲

取組指針第 2 の 1 の (1) に定める「価格以外の要素を評価する調達」は、総合評価落札方式又は企画競争 (以下「総合評価落札方式等」という。) による調達とし、これらを対象として取組を行うものとする (ただし、国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針 (平成 19 年 12 月 7 日閣議決定) にのっとり行われる自動車の購入及び賃貸借に係る調達など、法令又は閣議決定において価格以外の評価要素が個別具体的に規定されているもののように、個別の調達において、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業を評価することにより、品質の低下、事業の執行への支障等が生じるものを除く。)。

(2) 評価対象企業

次のいずれかに該当する企業 (以下「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」という。) を対象とするものとする。

- ① ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法 (平成 15 年法律第 120 号。以下「次世代法」という。)、青少年の雇用の促進等に関する法律 (昭和 45 年法律第 98 号。以下「若者雇用促進法」という。) その他関係法令に基づく認定 (認定の基準が複数あるものにあつては、労働時間等の働き方その他のワーク・ライフ・バランスに関する基準を満たすものに限る。以下同じ。) を受けた企業
- ② 女性活躍推進法第 8 条に基づく一般事業主行動計画 (計画期間が満了していないものに限る。) を策定した企業 (常時雇用する労働者の数が 300 人以下のものに限る。)